

注:報酬額等については令和7年度現在で記載しています。今後変更することがあります。

スクールソーシャルワーカー

受験資格:社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者で、社会福祉等に関し相当の技能を有する者

共通職務:いじめ問題等についての調査・指導・助言および児童・生徒・保護者からの相談ならびに関係機関との連絡・調整に関する事務

<p>スクールソーシャルワーカーA</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●担当校の巡回支援(1グループ数校を担当) ●いじめ、不登校、問題行動、非行にかかる対応、学校だけでは早期解決が難しい事案への対応、家庭訪問、相談支援 ●学校・関係機関との協力・連携体制構築 <p>【勤務先:学校、教育総合支援センター】</p>	<p>4日</p>	<p>7.75時間</p>	<p>月額</p>	<p>278,132円</p>	<p>若干名</p>
-----------------------	--	-----------	---------------	-----------	-----------------	------------